

地域医療を守るための医療従事者不足対策および診療報酬の更なる引き上げを 国に求める意見書（案）

われわれの医療圏となる相馬地方においては、少子高齢化、人口減少の進行に加え、医師や看護師等の医療従事者の都市部への偏在、さらには地域で診療を担ってきた医師の高齢化が進行しており、人材の確保が一層困難となっております。その結果、地域医療体制の維持が困難な状況に直面しております。

特に小児科や産婦人科等の診療科、救急医療、在宅医療、休日・夜間診療等の分野では、限られた医師に過重な負担が集中しており、加えて高齢の医師が現場を支え続けざるを得ない実情も相まって、医療の質と持続性の両立が大きな課題となっております。地域住民が安心して医療を受ける為にも、地域の実情に応じた医師・看護師等の医療従事者の確保や世代交代を見据えた医療体制について、国による積極的な支援が必要であります。

また、昨今の物価高騰、人件費や医療資材費の上昇は、公定価格である診療報酬によって運営している地域の病院や診療所の経営を圧迫しており、現行の診療報酬体系では、地域医療を安定的に継続することが困難になりつつあります。

政府は診療報酬改定にあたり、医療従事者の技術料及び人件費にあたる本体部分を令和八年・九年度の二年間平均で「プラス三・〇九％」へ引き上げる決定をしましたが、地域医療を持続可能なものとし、かつ、住民が安心して医療を受けられる体制を確保するためには、今後、診療報酬の更なる引き上げが不可欠です。

このような理由から、左記事項の実現について、地方自治法第九十九条にもとづき、意見書を提出します。

- 一、相馬地方をはじめ全国的に十分な医療体制の確立が困難な地域に対し、若手医師・看護師等の医療資源の確保が図られるよう養成や派遣に関する支援策を講ずること。
- 二、当地域をはじめとする地方の医療機関が存続する為にも、物価高騰や人件費上昇を十分に反映した診療報酬の更なる引き上げおよび地域加算を充実させること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年三月十九日

相馬市議会議長 杉本 智美

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

復興大臣

様